

さいたま市告示第 6 1 1 号

「さいたま医工連携アドバイザーボード」運用等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「さいたま医工連携アドバイザーボード」運用等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 外

(3) 業務概要

仕様書の通り

(4) 履行期間

令和 7 年 5 月 1 2 日から令和 8 年 3 月 2 3 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に営業品目（小分類）「集計・調査、企画研究、計画策定業務」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和 4 年度以降に「『さいたま医工連携アドバイザーボード』運用等業務」と同規模の契約実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 新産業育成係 電話 048(829)1371

(2) 交付期間

告示の日から令和7年4月17日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年4月17日(木)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により受付期間必着とする。)

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課新産業育成係

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年4月22日(火)午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月30日（水）9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月30日（水）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048（829）1371

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は入札説明書による。